

保護者のみなさまへ

藤井寺市教育委員会

5月11日以降の緊急事態宣言発令下における臨時休業期間の延長と
登校日の設定について（5月7日版）

平素から本市小中学校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、現在緊急事態宣言発令を受け、藤井寺市立学校では臨時休業の措置を継続しておりますが、5月11日以降につきましては、臨時休業期間を5月31日まで延長し、下記のとおり各校において登校日を設定することといたしました。

保護者のみなさまにおかれましては、引き続き、お子様の健康の維持ならびに健康状態の把握に努めていただくとともに、教育活動の再開に向け、下記事項についてご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 登校日設定期間

5月11日（月）から5月31日（日）まで

※ 臨時休業の期間や範囲等については、国や府からの通知により変更する場合があります。

2. 実施について

- 内 容 : 児童生徒の安全確認、学習課題の配付と回収・説明など
- 頻度(回数等) : 週に1～2回程度、1回の学校での滞在時間は、2時間程度
- 形 態 : 1教室あたりの児童生徒数は10～15人程度

※お 願 い

学校では、消毒など感染拡大防止に努めますが、原則自宅を出る時点から帰宅するまでのマスク着用やご家庭での登校前の検温など、児童生徒の安全対策にご協力いただきますようお願いいたします。

※登校日の詳細については、各校よりお知らせいたします。

※保護者の皆様におかれましても、できる限り登下校時の見守りへのご協力をお願いいたします。

※問い合わせ先：藤井寺市教育委員会 学校教育課 ☎072-939-1402